

高知労働局働き方改革推進本部 設置要綱

1 目的

労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍推進等の観点から、法定労働条件の履行確保を前提とした上で、個々の企業において、労使の話し合いを通じて、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、始業及び終業の時刻の設定の見直し、勤務地や勤務時間等を限定した多様な正社員制度、適正な労働条件の下でのテレワークの普及など長時間労働や転勤を一律の前提とする雇用管理を見直す「働き方改革」を進めていくことが求められている。

『日本再興戦略』改訂2016（平成28年6月2日閣議決定）や「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）においては、働き方改革の実現のため、働き過ぎ防止のための取組を強力に推進することや、雇用の質を高め、女性の活躍促進をさらに進めるため、非正規雇用労働者の正社員転換や処遇改善等を加速させることなどが盛り込まれたところであり、長時間労働対策の強化や正社員転換・雇用管理改善の推進が政府としての喫緊かつ重要な課題となっている。

また、平成26年11月28日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）の基本理念として、「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」、「地域の特性を生かした（中略）魅力ある就業の機会の創出を図ること」が掲げられており、働き方改革の実現に向けた取組はこれらにも資する。

このような状況の中、高知県においては、全国と比べて急速に少子・高齢・人口減少化社会が進行しており、これに歯止めをかけるためには、定住者の増加を促すことが肝要である。

そのためには、高知労働局の4行政が一体となって総合力を発揮することにより、誰もが安全で安心して働ける職場環境を実現し、正社員として働ける安定した雇用を確保・創出することが重要である。併せて、非正規雇用労働者についても、その有する能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するための待遇改善策が必要である。

こうしたことから、働き方改革の実現に向けた取組をさらに強化するため、企業トップへの働きかけや気運の醸成を図ることを目的とする。

2 設置

働き方改革の実現に向けた対策を推進するため、高知労働局に、働き方改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

3 構成メンバー

本部長 労働局長
副本部長 総務部長
雇用環境・均等室長
労働基準部長

職業安定部長
本部長 雇用環境・均等室 雇用環境改善・均等推進監理官
労働基準部 監督課長
職業安定部 職業安定課長
その他労働局長が指名した者

4 実施内容

上記1の目的達成のために、下記の実施内容について取り組むこととする。なお、具体的な取組内容については、別途実施要領で定める。

- (1) 働き方改革の促進のための取組方針の決定
- (2) 働き方改革の促進のための団体・企業のトップへの働きかけ
- (3) 働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成
- (4) その他働き方改革の促進のために必要な取組

5 会議

労働局長は、必要に応じ会議を招集する。

6 庶務

本部の庶務は、雇用環境・均等室において処理する。

7 その他

本要綱は、平成27年1月20日から施行する。

本改正要綱は、平成27年10月16日から施行する。

本改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

本改正要綱は、平成29年4月1日から施行する。

本改正要綱は、平成30年9月25日から施行する。